

愛知教育大学と椋山女学園大学との教員養成の高度化に関する覚書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と椋山女学園大学（以下「乙」という。）は、教員養成の高度化に関する連携協定書に基づき、以下の事項について合意し、覚書を取り交わすものとする。

- 1 愛知教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）における連携協定特別入試（以下「特別選抜」という。）は、教員養成の高度化を図るという連携協定の趣旨に基づき、乙からの推薦の後、甲が選抜の上入学許可を行うものとする。
- 2 特別選抜における乙からの推薦の上限は原則5名とする。
- 3 特別選抜は、研究計画書の提出及び面接により行う。
- 4 特別選抜の検定料は徴収しない。
- 5 乙の学生は、甲の行う教職大学院の行事や取組等に参加することができる。
- 6 甲及び乙は、教員養成の高度化に向けて連携・協力する。
- 7 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれから改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 8 上記以外の事項は、その都度甲乙双方で協議の上決定する。

上記について甲乙双方が確認したことを証するため、覚書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を所有する。

令和 7 年 7 月 8 日

甲 愛知教育大学長

野田 敦 敬

乙 椋山女学園大学長

黒田 由 彦